第１回ソーシャルメディアシンポジウム開催事業委託契約書

公益財団法人佐賀県地域産業支援センター（以下「甲」という。）と株式会社佐賀新聞文化センター（以下「乙」という。）とは、第１回ソーシャルメディアシンポジウム開催事業について、次のとおり業務委託契約を締結する。

（委託業務）

第１条　甲は、第１回ソーシャルメディアシンポジウム開催事業を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（１）講師及び司会者の選定
- 講師及び司会者の選定
- 講師交通手段手配
- 講師交通費支払い
- 講師謝礼の支払い

（２）会場の設営業務
- Wi-Fi 環境の手配
- 電源の手配
- 参加者集合写真撮影

（３）広報業務及び集客業務等
- 公式 facebook ページの作成及び facebook を利用した広報展開
- 新聞掲載 特集記事 掲載手配
- 新聞掲載 事前・事後パブリシティ記事 掲載手配
- チラシやフリーペーパーを利用した広報展開
- 当日配布のパンフレット作成
- その他、事業を円滑に実施するための、関係機関の選定及び調整

（委託期間）

第２条　委託期間は、契約締結日から平成２５年９月６日までとする。

（委託料）

第３条　委託事業の委託料は、金７８１，２００円（消費税込）とする。

（委託料の請求及び支払い）

第４条　乙は、委託事業が完了したとき、甲に対して、委託料の支払いを請求することができるものとする。

２　甲は、委託業務終了後、乙からの適正な請求書を受理した日から３０日以内に委託料を支払わなければならない。

（契約の解除）

第５条　甲は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）正当な理由がなく契約を履行しないとき、または履行の見込みがないと認められたとき。

（２）この契約に違反したとき。

（３）その他、乙の責任に帰する理由により契約の目的を達成することができないと認められたとき。

（その他の事項）

第６条　この契約に定めない事項、またはこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約を締結するため、本契約書を２通作成し、甲、乙記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２５年 3月 9日

甲　佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝１１４
公益財団法人　佐賀県地域産業支援センター
理事長　飛石　昇

乙　佐賀県佐賀市白山二丁目７－１
株式会社　佐賀新聞文化センター
代表取締役　中尾　清一郎